

工事番号	R8農集処第407号		市長	副市長	部長	副部長		審査																																																		
工事名	協和中部地区No.1回分槽電動弁更新工事 設計書																																																									
			課長	課長補佐	係長	課員	設計者																																																			
設計概要	設計概要 協和中部地区農業集落排水処理施設 ・ No.1回分槽電動弁更新工事 1 式 この工事の現場代理人は、筑西市が発注する別の対象工事の現場代理人を兼務することができます。 受注者は、必要に応じて、兼務双方の工事担当課に「現場代理人兼務届出書(別記様式)」、「現場代理人兼務届」(様式1)を提出してください。		施工場所		筑西市横塚723番地																																																					
			施工方法		請負工事																																																					
			施工期日		令和 年 月 日 令和 9 年 3 月 19 日 日間																																																					
			延期・中止		令和 年 月 日 令和 年 月 日 日間																																																					
			起工年月日		令和 年 月 日																																																					
			完成年月日		令和 年 月 日																																																					
			遂行期限		令和 年 月 日																																																					
			受注者		社 名 代 表 者 住 所																																																					
起工理由	協和中部地区農業集落排水処理施設のNo.1回分槽電動弁が故障し、維持管理に支障が生じているため、更新工事を行う。																																																									
費 目		起 工	第 1 回 変 更		第 2 回 変 更		増 △ 減																																																			
起工額																																																										
請負に対する額又は請負額																																																										
工事価格																																																										
測量及び試験費又は工事雑費																																																										
用地及び補償費																																																										
消費税相当額																																																										
請負決定額																																																										
変更請負額算定基準																																																										
変更請負額 = 変更請負に附する額 × 請負比率 ($\frac{\text{起工時の請負決定額}}{\text{起工時の請負に附する額}}$) = _____																																																										
<table><tr><td colspan="8">請負に附する額</td><td rowspan="2">×</td><td colspan="8">請 負 比 率</td><td rowspan="2">=</td><td colspan="8">請 負 額</td></tr><tr><td colspan="8"> </td><td colspan="8"> </td><td colspan="8"> </td></tr></table>									請負に附する額								×	請 負 比 率								=	請 負 額																															
請負に附する額								×	請 負 比 率									=	請 負 額																																							

令和 8年度
市単独事業

R8協和中部地区処理施設 No.1回分槽電動弁更新工事
金抜き設計書

地 区 名	協 和 中 部 地 区
工 事 場 所	筑 西 市 横 塚 地 内
事業主体名	筑 西 市

$$S=1/25,000$$


工 事 概 要 表

1. 事 業 名 : 令和 8年度 市単独事業

2. 工 事 名 : R8協和中部地区処理施設 No.1回分槽電動弁更新工事

3. 工 事 場 所 : 筑西市横塚地内

4. 事 業 主 体 : 筑西市

5. 工 事 内 容

1) R8協和中部地区処理施設 No.1回分槽電動弁更新工事

a. No.1回分槽電動弁の更新 (電動式エキセントリックバルブ、径125、JIS10K) N= 1.0 台

7. 積 算 書 : 別紙の通り

8. 資 材 調 書 : 別紙の通り

9. 設 計 図 面 : 別紙の通り

工 事 仕 様 書

工 事 仕 様 書

1. 一般仕様書

本工事の施工にあたっては、茨城県建設工事執行規制 並びに 茨城県土地改良工事共通仕様書に準拠するほか、本工事仕様書により工事を行うものとする。

2. その他

- (1) 受注者は工種毎に工程表を作成し、監督員に提出しなければならない。又、施工中に係る工程表に変更が生じ、その内容が重要な場合には、受注者はその都度変更工程表を監督員に提出しなければならない。
- (2) 工事中用仮設物特に設計図書及び特記仕様書に指定されたものを除き、受注者の責任において選択するものとする。
- (3) 特記仕様書で示された工事材料については、使用前に見本又は資料を提出し、監督員の承認を得なければならない。
- (4) 工事内容の変更を必要とする場合、発注者と受注者とが協議して契約の変更をするものとする。
- (5) 受注者は工事現場における一般通行人に見やすい場所に工事名、工期、事業主体名、工事受注者の住所を記入した大型の標示板を設置するものとする。
- (6) 受注者は工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう、監督員と協議の上、必要な防護工事等の措置を施さなければならない。
- (7) 出来型測定、延長、その他出来型寸法を実測の上、監督員に提出しなければならない。
- (8) 受注者は工事の進行と共に工事の記録写真を撮影し、工事完成後監督員に提出しなければならない。特に土中、又は水中になる部分については、詳細に撮影しておくなければならない。
- (9) その他工事中に疑義を生じた場合は、すみやかに監督員に連絡、又は協議し、その指示に従うこと。

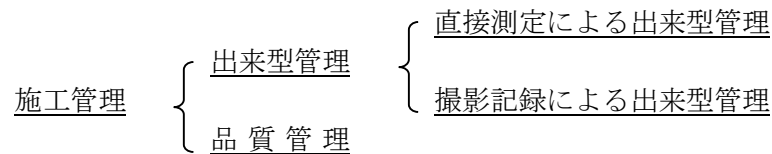
施 工 管 理 特 記 仕 様 書

1. 目 的

この施工管理特記仕様書は、土地改良事業の工事についてその施工にあたって出来型の管理及び品質管理の適正化を図るため適用するものである。

2. 施工管理の構成

施工管理の構成は次の通りとする。



- (1) 直接測定による出来型管理とは、工事における出来型を把握するため、寸法、勾配、基準高等を施工の順序にしたがい直接測定しその都度逐次その結果を管理図表又は結果一覧表に記録し、つねに適確な管理を行なうことをいう。
- (2) 撮影記録による出来型管理とは、出来型測定、品質管理を実施した場合又は施工段階及び施工の進捗過程を確認するため必要に応じ撮影記録を行なうことをいう。
- (3) 品質管理とは、資材等の品質及び施工程度等を把握するため、物理的科学的試験を実施してその都度その結果を管理図表又は結果一覧表に記録し、つねに適正な管理を行なう。

3. 施工管理の実施

- (1) 受注者は当該工事の施工管理責任者を定め、施工管理を把握しこの基準に従い善良な管理を実施しなければならない。
- (2) 施工管理は別表に示す「直接測定による出来型管理」「撮影記録による管理」及び「品質管理」の方法により、行なうものとする。
なおこの特記仕様書に明示されていない事項については監督員の指示によるものとする。
- (3) 施工管理は工事の進行に伴いすみやかに実施しその結果を監督員に報告し確認を受けるものとする。
- (4) 監督員及び施工管理責任者は随時施工管理の項目、測定基準等の検討を行い実施するものとする。
- (5) 施工管理にあたっては完成後に明示出来ない部分又は完成後に測定困難な部分について特に留意するものとする。
- (6) 直接測定による出来型管理及び品質管理においては、測定基準にかかわらず施工管

理の初期等必要に応じて測定頻度など増加するものとする。

- (7) 出来型測定及び試験等の測定値がはなはだしく偏向する場合、バラツキが大きい場合はその原因を是正し、つねに所要の品質規格が得られるよう務めなければならない。
- (8) 施工管理の成果は施工順序毎に監督員の承認を得るものとし管理図表又は結果一覧表はとりまとめて提出するものとする。
- (9) 施工管理に要する費用は受注者の負担とする。

排出ガス対策についての特記仕様書

本工事において以下に示す一般工事用建設機械を使用する場合は、原則として、特定特殊自動車排出ガスの規制に関する法律（平成17年法律第51号）に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成18年経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第2条及び第11条に規定する技術基準に適合する特定特殊自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。

ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用出来ない場合には、監督員と協議し、監督員が適当と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することが出来る。

対象機種一覧

一般工事用建設機械	適用
・ バックホウ ・ トラクタショベル（車輪式） ・ ブルドーザ ・ 発電発電機（可搬式） ・ 空気圧縮機（可搬式） ・ 油圧ユニット 以下に示す基礎工事機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの： 油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転オールケーシング掘削機 ・ ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5KW～260KW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路輸送車両の保安基準に排出ガス基準を定めている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。

不正軽油使用防止対策についての特記仕様書

1. 工事施工にあたっての注意事項

- 1) 現場で不正軽油を使用しないこと。
- 2) 現場で不正軽油を使用させないこと。
- 3) 不正軽油を購入しないこと。
- 4) 取引関係にある運送事業者等が不正軽油を使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 5) 下請け契約の相手方または燃料納入業者選定にあたり、不正軽油を使用するものまたは、不正軽油を販売する者を排除すること。
- 6) 現場では、県税事務所が行う使用燃料の抜き取り検査に協力するとともに、調査の際は現場代理人が立ち合うこと。
- 7) 当該工事に関して、法令（地方税法）に違反していることが判明した場合は直ちに監督員に報告すること。

2. その他

- 1) 施工計画書へ不正軽油使用防止対策を明記すること。

※ 不正軽油とは、地方税法第144条の32の規定による知事の承認を得ないで行われた次のものをいう。

1. 軽油と軽油以外の炭化水素油（重油・灯油等）を混合したもの
2. 軽油以外の炭化水素油（重油・灯油等）を軽油以外の炭化水素油（重油・灯油等）を混合して製造された軽油
3. 自動車の燃料として醸造・消費される燃料炭化水素油（重油・灯油等）

機械設備工事

1 一般事項

1) 本設備に使用する機械、器具の製造に用いる部品、材料は全て、次の規格及び基準に適合したものでなければならない。

日本工業規格 J I S

電気規格調査会基準規格 J E S

日本電気工業会標準規格 J E M

給排水・空調設備規格

し尿浄化槽構造基準

農業集落排水施設設計指針

その他関係法規

2) 本設備の機械器具は、工場製作完了時に原則として、監督員の指示により製造工場で仮組立てを行い、検査・試験を行う。但し、仮組立てについては監督員と協議の上部品検査のみとし、他は省略することができるものとする。又、原動機、水中ポンプ、ブロワ等汎用製品のものについては、監督員と協議の上、製造者の工場試験成績表を添付して、検査を省略することができる。

3) 機械設備の据付、配置は、特記仕様書、設計書、図面並びに現場を熟知の上、詳細にこの内容を把握し、疑義を正すと共に、処理施設の性能を充分発揮できるよう配慮しなければならない。

4) 据付完了時、監督員の指示により、現地性能試験を行わなければならない。

5) 機械設備は、全塗装を行うものとするが、ステンレス製品及び樹脂製品はこの限りでない。

塗装要領は、下記のとおりとする。

露出部 錆止め1回の上調合ペイント 2回塗

水中部 タールエポキシ3回塗

但し、原動機、水中ポンプ、ブロワ等の汎用製品については、監督員と協議の上、上記塗装仕様を変更することができる。

6) 機械設備等は機械リストに示す性能を有し、処理施設のフローに適合するものとする。

7) 現場における完成前に実施する各種確認検査、調整運転等

- ①現場据付工事、配管工事が完了後、各種確認検査を実施するものとする。これらの確認検査は 監督職員立会いの上、行うこと。
- ②機器の据付工事、配管工事が完了後、請負者は専門技術者の指導のもとに機器類の調整、注油、配管内部洗浄、その他必要な諸設備を行い試運転ができるようにする。
- ③試運転及び各種検査は次のとおりとし、細部については監督職員と協議する。

機器類は原則として実負荷運転を行い、温度上昇、騒音、振動、漏洩、工場試運転時の性能及び各種検査の再確認、作動検査、各種保護装置の動作試験等、その他必要な試運転検査を行うこと。

2 機器仕様

1) 更新機器

電動弁（更新）	数 量	1 台
---------	-----	-----

形 式	電動式エキセントリックバルブ
口 径	φ 1 2 5
フランジ規格	JIS10K
面 間 寸 法	2 6 0 m m

2) 撤去機器

電動弁（撤去）	数 量	1 台
---------	-----	-----

形 式	電動式エキセントリックバルブ
口 径	φ 1 2 5
フランジ規格	JIS10K
面 間 寸 法	2 6 0 m m

分別解体等・再資源化等についての特記仕様書

1. 分別解体等・再資源化等（建設リサイクル法の対象建設工事）

本工事は、建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件によりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

①分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法（※）
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （金属くず）	その他の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用

※「作業内容」の欄については、該当工事のすべての作業内容にチェックする。

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

②再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定の建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地
金属くず	高橋商事（株）	筑西市横島135

※上記②については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

③受け入れ時間

各施設の営業時間内とする。

2. 完了後

受注者は、分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項を書面に記載し別添様式1により監督員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

再 資 源 化 等 報 告 書

工事番号	〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇
工事名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
受注者	〇〇〇〇株式会社 〇〇 〇〇
現場代理人	〇〇 〇〇

建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 再資源化が完了した年月
令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
2. 再資源化等をした施設の名称及び所在地
別添 再生資源利用促進実績書のとおり
3. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用
〇〇〇 万円（税込み）

以上